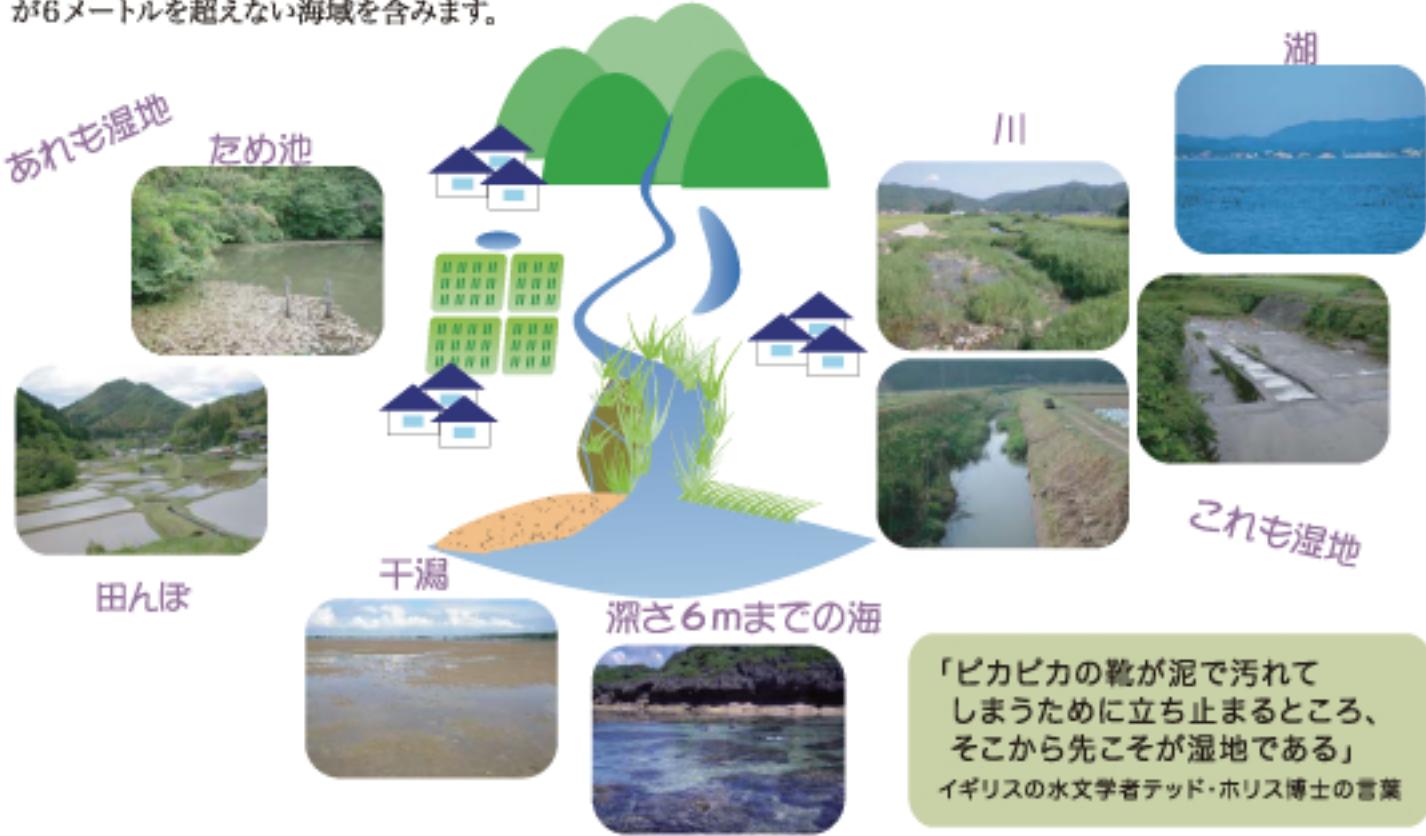


ラムサール条約湿地とは？

条約に加入する国々は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準にそって「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録します。これがいわゆる「ラムサール条約登録湿地」です。ラムサール条約でいう湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか塩水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含みます。



湿地の機能

湿地には、漁業資源、水資源、水質保全、生物多様性、景観資源、自然とのふれあいやレクリエーションの場など、様々な機能があります。そして、その効果やそれに及ぼす影響の範囲は、単に条約湿地区域に止まらず、広範囲に及びます。

